

長時間労働者への

医師による面接指導の相談窓口

が開設されます。

～ 小規模事業場 (※1) の事業者と労働者の皆様へ ～

- 小規模事業場においても、平成 20 年 4 月 1 日から長時間労働者への医師による面接指導が義務づけられます。
- 地域産業保健センター (※2) では、平成 20 年 4 月から面接指導の相談窓口を開設します。

▽ 医師による面接指導制度の創設について・・・

長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じることとするものです。

▽ 面接指導とは・・・

問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいいます。

- 地域産業保健センターは、小規模事業場の事業者や労働者に対し、

- 各種健康相談
- 個別訪問による産業保健指導
- 産業保健情報の提供

などを**無料**で行っています。



※1 労働者数 50 人未満の事業場

※2 労働者数 50 人未満の小規模事業場では、労働安全衛生法に基づいた健康診断などの実施の義務はありますが、事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを提供することが困難な状況にあります。このため、小規模事業場の事業者及びそこで働く労働者に対する産業保健サービスを充実させることを目的として、[<地域産業保健センター \(ここをクリック\)>](#)が設けられています。

詳しくは、お近くの地域産業保健センターにお問い合わせください。安全衛生課で、お近くの地域産業保健センターをご紹介します。